

## 守山市学校ネットワーク機器総合保守業務 仕様書

### 1 業務名

守山市学校ネットワーク機器総合保守業務

### 2 履行場所

守山市内小中学校等 15 拠点

### 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

(長期継続契約 17 か月)

### 4 業務概要

保守・運用・サポート業務を行うものとし、障害および機器の故障等の受付、問診、原因究明および対応を行い解決する。必要に応じて現地で復旧作業を行う。

### 5 対象機器等

別紙 1 「業務対象機器一覧」のとおり

### 6 要求仕様

#### (1) 問い合わせの受付

##### ア 受付時間

平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

##### イ 受付方法

(ア) 電話およびメールでの受付ができること。

(イ) 問い合わせについては、教職員、学校教育課職員または本市 ICT 支援員が行う。

##### ウ 受付および対応業務

問い合わせに対する聞き取りし、障害、故障等の詳細を確認すること。

##### エ 受付履歴

受付内容を管理すること。様式については、提案することとし、発注者と協議のうえ決定すること。

##### オ 報告書

(ア) 月次報告書を作成すること。様式については、提案することとし、発注者と協議のうえ決定すること。

(イ) 必要に応じて、発注者が受注者に月内に報告書の提出を求めた場合、受注者は速やかに提出すること。

#### (2) 現地対応

##### ア 現地対応時間

平日 午前 9 時から午後 5 時までとし、原則として国民の祝日に関する法律（昭

和 23 年法律第 178 号) に規定する日、および 12 月 29 日、30 日、31 日、1 月 1 日、2 日、3 日を除く。

イ 障害・故障等対応

- (ア) 障害発生時、障害原因を切り分け、状況等を調査・把握し、誠実かつ速やかに問題の解決を行うこと。
- (イ) 復旧対応時における影響が最低限となるようにすること。通信断等が発生する場合は、スケジュールを事前に発注者に確認、周知すること。
- (ウ) 対応作業の進捗状況を適宜報告し、必要に応じて、作業場所の管理者と協議し、現地対応時間を調整すること。

ウ 修理対応

機器に故障や破損がみられる場合、速やかに修理の手配を行うこと。

(3) 機器の保守

ア 動作確認

機器の電源や配線接続等の状態確認を行える体制・仕組みを構築し、障害に対して能動的に対処すること。

イ 設定変更

ネットワークの運用上、必要な場合、無線アクセスポイント、スイッチ等の設定変更を行うこと。無線アクセスポイントについては、電波干渉や速度遅延等に問題がある場合は、発注者と協議のうえ、調整を行うこと。

ウ セキュリティ対応

機器メーカーから、機器に対する脆弱性対応のアップデートがあった場合は、発注者と協議のうえ、適宜対応すること。

(4) アクセスポイントのライセンス料

ア 本契約に含まれるライセンス料は、以下の期間分とする。

「令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで」(12 か月分)

イ アの期間のライセンス料の支払いは、前金払いとして令和 8 年 4 月中を目途に支払うことができる。この場合受注者は発注者に対して当該費用の請求を行うこと。

ウ 以下の期間のライセンス料は本契約に含まず、別途調達する。

「令和 9 年 4 月から令和 9 年 8 月 31 日まで」(5 か月分)

(5) その他

ア 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口の設置、同連絡網の整備、および緊急時対応マニュアルを作成することとする。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。

イ 学校教育課において、発生した障害が重大と判断した場合はこの限りでない。

## 7 成果物

本事業の受注者は、以下のとおり、成果物を提出し承認を得ること。詳細は別途協議

のうえ、決定する。

- (1) 提出書類 月次報告書
- (2) 提出部数 1通
- (3) 提出期日 月次報告書は当月業務完了後、速やかに提出すること。

## 8 業務実施上の留意点

### (1) 受注者の義務

本業務の受注者は、本業務の遂行にあたり、各種関係法令および本仕様書を遵守し、本業務の目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧に業務を遂行しなければならない。

### (2) 実施体制

本業務の受注者は、本業務の遂行にあたり、業務の責任者と副責任者を明確にすること。

### (3) 機密の保持

本業務の受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し、情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

### (4) 協議

本業務の受注者は、本業務の実施に際して詳細な事項、本仕様書に記載のない事項および作業内容について疑義が生じた時は、その都度、発注者と協議の上、実施すること。

### (5) 著作権

本業務で作成された文書および映像資料の著作権は、特別に定めのない限り、発注者に帰属するものとする。

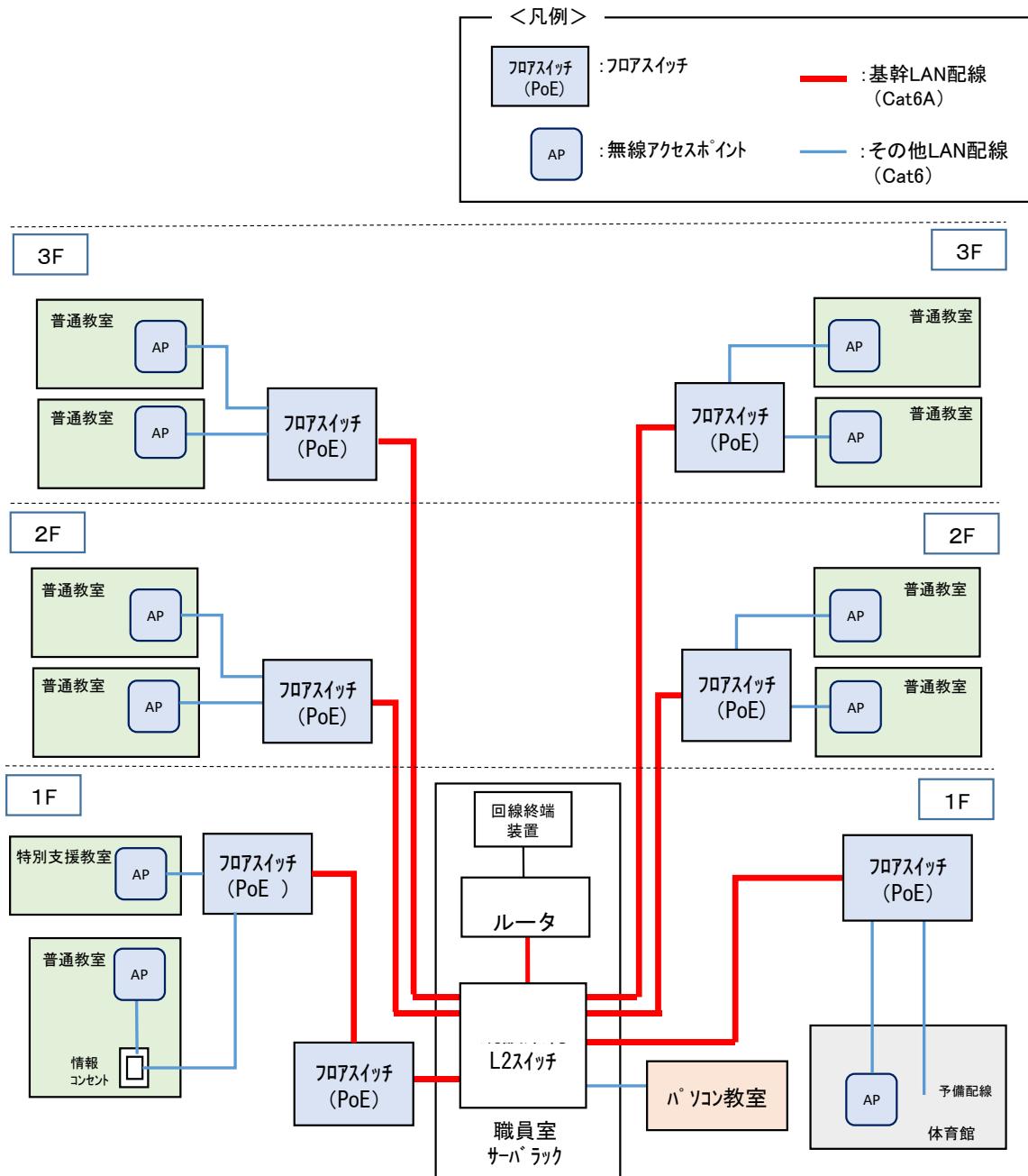
### (6) 守秘義務

受注者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

## 9 その他留意事項

本仕様書および業務について疑義が発生した場合、双方の協議上決定する。

## 10 小中学校 学習系ネットワーク構成イメージ図



※ 学校により構成は異なる。

## 11 実施場所

本事業の実施場所は、下表の小学校9校、中学校4校、教育委員会事務局学校教育課、教育研究所の15か所とする。

項目番	施設名	所在地	電話
1	小学校	守山小学校	勝部一丁目 13-1
2		物部小学校	二町町 252
3		吉身小学校	吉身三丁目 2-26
4		立入が丘小学校	立入町 222
5		小津小学校	欲賀町 853
6		玉津小学校	赤野井町 9-1
7		河西小学校	小島町 1843
8		速野小学校	木浜町 112
9		中洲小学校	幸津川町 1406
10	中学校	守山南中学校	古高町 357
11		守山中学校	石田町 350
12		守山北中学校	荒見町 235
13		明富中学校	水保町 3045-1
14	その他	学校教育課	吉身二丁目 5番 22号
15		教育研究所	勝部三丁目 9-1

※電話番号の市外局番は「077」

## 1 機種別一覧

機器の種類	機種	数量
無線アクセスポイント		
	Aruba AP-305	99
	Aruba AP-515	392
	netgear WAX615	13
小計		504
スイッチ		
	Aruba 2530 8G PoE+ Switch	26
	Aruba 2530 24G PoE+ Switch	78
	Aruba 2530 48G PoE+ Switch	6
	Apresia LightGC105-SS	6
小計		116
合計		620

## 2 契約別機器一覧

元契約名	守山市小中学校ICT環境整備(学習用情報端末、校務用情報端末および校務支援システム等一式)		守山市小中学校校内通信ネットワーク増強部分にかかる保守業務	守山市小中学校校内通信ネットワーク等にかかる保守業務				守山市小中学校無線アクセスポイント保守業務		
(契約変更後の契約名)	学校ネットワーク機器保守業務									
機器名	24ポートPoEスイッチ (Aruba 2530 24G PoE+ Switch)	8ポートPoEスイッチ (Aruba 2530 8G PoE+ Switch)	無線アクセスポイント (Aruba AP-305)	無線アクセスポイント (Aruba AP-515)	無線アクセスポイント (Aruba AP-515)	8ポートPoEスイッチ (Aruba 2530 8G PoE+ Switch)	24ポートPoEスイッチ (Aruba 2530 24G PoE+ Switch)	48ポートスイッチ (Aruba 2530 48G PoE+ Switch)	8ポートスイッチ (Apresia LightGC105-SS)	無線アクセスポイント (netgear WAX615)
機器写真										
1 守山小学校	1		8		44	2	6	1		1
2 物部小学校	1		8		33	1	7		1	1
3 吉身小学校	1		7		29	2	6		1	1
4 立入が丘小学校	1		4		25	4	4			1
5 小津小学校	1		5		20	1	3		1	1
6 玉津小学校	1		3		20		5			1
7 河西小学校	1		11		37	4	6		1	1
8 速野小学校	1		7		38		1	3	1	1
9 中洲小学校	1		2		14	1	2		1	1
10 守山南中学校	1	1	18	15	27	2	4	2		1
11 守山中学校	1		10		36	2	9			1
12 守山北中学校	1		9		28	4	6			1
13 明富中学校	1		7		26	2	6			1
14 教育委員会	1									
15 教育研究所	1									
	13	1	99	15	377	25	65	6	6	13